

【報告】令和5年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（水道局関係分）

令和5年度神戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹施設整備工事	12,642,779,000	7,418,271,563	3,053,900,000	—	—	3,053,900,000	2,170,607,437	1,000,000	工程調整のため
		配水管整備増強工事	13,409,177,000	9,418,086,064	2,849,076,000	—	—	2,849,076,000	1,142,014,936	10,000,000	工程調整のため
		開発団地等施設工事費	493,760,000	130,766,460	100,560,000	—	—	100,560,000	262,433,540	1,000,000	工程調整のため
		貯浄配水施設改良工事	2,378,551,000	1,188,990,210	518,508,000	—	—	518,508,000	671,052,790	1,000,000	工程調整のため
合	計		28,924,267,000	18,156,114,297	6,522,044,000	—	—	6,522,044,000	4,246,108,703	13,000,000	

○ 参考

地方公営企業法ぬきがき

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

繰越明細表

(単位：円)

事業名	工事名	繰越額	繰越理由
基幹施設整備工事	送水管の更新・耐震化	1,858,412,000	工程調整のため
	千苅浄水場中央監視施設更新	831,245,000	
	上ヶ原浄水場再整備	364,243,000	
	計	3,053,900,000	
配水管整備増強工事	配水管更新	2,781,560,000	
	配水管新設改良	67,516,000	
	計	2,849,076,000	
開発団地等施設工事	開発行為に伴う配水管新設等	100,560,000	
	計	100,560,000	
貯浄配水施設整備改良工事	土木構造物等整備改良	252,300,000	
	電気設備改良	250,137,000	
	機械設備改良	16,071,000	
	計	518,508,000	
合計		6,522,044,000	

令和5年度神戸市工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国庫支出金	企業債	その他					
1	資本的支出	1	建設改良費	取浄配水施設改良工事	866,909,000	541,060,849	268,195,000	—	45,000,000	223,195,000	57,653,151	—	工程調整のため
合 計			866,909,000	541,060,849	268,195,000	—	45,000,000	223,195,000	57,653,151	—			

○ 参 考

地方公営企業法ぬきがき

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

繰越明細表

事業名	工 事 名	繰 越 額	繰 越 理 由
取浄配水設備改良工事	機 械 設 備 改 良	188,885,000	} 工程調整のため
	配 水 管 更 新	79,310,000	
合 計		268,195,000	